

1. ふるさと納税返礼品 地場産品基準

- ① 函館市内において生産されたもの
- ② 函館市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
- ③ 函館市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、北海道内において生産されたものを原材料とするものに限る
- ④ 函館市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）
- ⑤ 函館市の広報の目的で生産された函館市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から函館市の独自の返礼品等であることが明白なもの
- ⑥ ①～⑤に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること
- ⑦ 函館市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が函館市に相当程度関連性のあるもの

⑦-2 函館市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること

⑧ 次のイからロのいずれかに該当する返礼品等であること（共通返礼品）

イ 函館市が近隣の他の市町村と共同で上記①～⑦のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 北海道が道内の市町村と連携し、上記①～⑦のいずれかに該当するものを北海道及び当該市町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 北海道が道内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの

⑨ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するもの

2. ふるさと納税返礼品 地場産品基準 運用について

① 函館市内において生産されたもの

② 函館市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。

また、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上に明記しなければなりません。

○認められると考えられる例

- ・ 函館市内で生産された牛乳や果物を100%使用して、函館市外で製造されたジェラート
- ・ 函館市内で生産された酒米を100%使用して、函館市外において醸造した地酒
- ・ 函館市内の事業者が、100%自社で栽培したリンゴを使用して、函館市外の工場加工したリンゴジュース
- ・ 原材料の柑橘のうち9割以上に函館市内で生産された柑橘を使用したジュース

×認められないと考えられる例

- ・ 製造に用いる牛乳のうち函館市内で生産された牛乳を約1割使用した、函館市外製造のアイスクリーム
- ・ 函館市内で生産された醤油・ポン酢を使用した、函館市外で加工されたもつ鍋・水炊き
- ・ スチール缶の原材料となる鉄を函館市内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

③ 函館市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、北海道内において生産されたものを原材料とするものに限る

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

また、ふるさと納税の募集に際し、その旨や函館市内で行われた工程の詳細をポータルサイト上に明記しなければなりません。

※ 1 食肉の原材料となる家畜が「生産」された区域とは、原材料となる家畜の飼養が行われた区域のことを指す。

※ 2 無洗米加工は、糠の除去を行うものであり、ただし書の「玄米の精白」に含まれる。

○認められると考えられる例

- ・函館市内の事業者が函館市外で生産された原材料を使用し、函館市内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・函館市外で生産された豚肉を函館市内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品
- ・函館市外で生産された原材料を用いて、函館市内の醸造所において醸造した酒
- ・函館市外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿（らでん）細工や漆芸を函館市内において函館市内事業者が施した工芸品

×認められないと考えられる例

- ・海外で生産し、函館市内事業者が検品を行っているラジオ
- ・函館市外で生産されているが函館市内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
- ・函館市内事業者がパッケージしている函館市外で生産されたフルーツ
- ・函館市外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの
- ・函館市外から調達したブロック肉を函館市内で単なる切断・パック詰めした精肉
- ・函館市内での工程が、枝肉の切断である精肉
- ・輸入した海外産の牛肉を函館市内で熟成させたもの
- ・北海道外で収穫した玄米を函館市内で精白・無洗米加工したもの
- ・家畜市場やと畜場等が所在し飼養が行われていない

(参考：実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

(関税法施行規則(昭和41年大蔵省令第55号))

- ・輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・単なる切断 ・選別 ・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・改装 ・仕分け
- ・製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・単なる混合 ・単なる部分品の組立て及びセットにすること

④ 函館市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）

函館市から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものであって、単に、他の市町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではありません。

○認められると考えられる例

- ・函館市を含む複数の市町村を管轄するJAに函館市内で生産された米を出荷して、当該JAが函館市外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- ・函館市内で生産後、複数の市町村を管轄するJAに出荷しており、流通構造上、函館市外で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
- ・函館市内で肥育後、近隣の市町村を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、函館市外で肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉

×認められないと考えられる例

- ・函館市内で生産されたものと函館市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

⑤ 函館市の広報の目的で生産された函館市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から函館市の独自の返礼品等であることが明白なもの

返礼品等自体が函館市の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に函館市のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではありません。

また、かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、函館市出身者等ゆかりの者に関連したものであること、函館市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、当該基準に該当するものではありません。

○認められると考えられる例

- ・ 函館市のゆるキャラグッズ
- ・ 函館市をPRするためのオリジナルのポストカード
- ・ 函館市をホームとするスポーツチームの応援グッズ

×認められないと考えられる例

- ・ かつて玩具の一大産地であったことから函館市内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では函館市内に工場がなく函館市外で製造する玩具
- ・ 函館市内で創業した事業者が函館市外で生産する即席麺
- ・ 函館市の出身者であるパティシエが函館市外で製造する洋菓子
- ・ 包装紙に函館市が記載されているだけのもの
- ・ 函館市外で製造している電子機器類の待受け画面に、函館市の名称やゆるキャラ等を表示させたもの
- ・ アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと函館市がコラボレーションしたロゴを印字した函館市外で製造するアウトドアグッズ
- ・ ゴルフによる町おこしの一環として、函館市外で製造されたゴルフ用品に函館市のキャッチコピーを印字したもの
- ・ 市のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのルアー

⑥ ①～⑤に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること

「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断します。

「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断します。

また、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上に明記しなければなりません。

○認められると考えられる例

- ・ 函館市内で製造されたそばと函館市外で製造されたそばつゆのセット
- ・ 函館市内で生産された野菜の詰合せと函館市外で製造されたバーニャカウダソースのセット
- ・ 函館市内で製造された曲げわっぱの弁当箱と函館市外で製造された弁当箱の収納袋のセット

×認められないと考えられる例

- ・ 函館市外で生産された商品と函館市のPR冊子をセットにしたもの
- ・ 函館市外で製造されたビールと函館市内で生産されたタオルをセットにしたもの
- ・ 海外製のタブレット端末に函館市内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの
- ・ 函館市内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの
- ・ 函館市内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの

⑦ 函館市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が函館市に相当程度関連性のあるもの

函館市内において提供される役務と、函館市内を訪れるための航空券等の交通手段を組み合わせた返礼品等は、函館市内において提供される役務が、当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合に限り、「その他これに準ずるもの」に該当します。

また、函館市外で提供される役務であっても、「当該役務の主要な部分が函館市に相当程度関連性のある」場合には、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認め得る場合があります。

○認められると考えられる例

- ・ 函館市内を巡る観光ツアーや、函館市内におけるレジャー体験などが当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合
- ・ 寄附者が函館市を訪れて、函館市内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポン
- ・ 地域の特産品をPRするための函館市外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、函館市内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供
- ・ 函館市内の事業者が車いす用に製作した着物を函館市外で提供（レンタル以外の工程はすべて函館市内で行っているもの）

×認められないと考えられる例

- ・ 函館市内を訪れるための航空券等の交通手段のみを単独で提供する場合
- ・ 函館市内における役務が食事の提供のみである場合
- ・ 函館市内の滞在が短時間となる観光ツアー・レジャー体験など一時的な役務の提供にとどまるもの
- ・ 函館市内において旅館経営している事業者が都内において経営している店舗で使用可能な食事券
- ・ 函館市内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント
- ・ 函館市内に教室を設ける講師が、函館市外の受講者を対象にオンラインで実施する英会話等のレッスン

⑦-2 函館市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること

① 地域資源を活用して、函館市内で発電された電気である

- ・ 発電事業者と小売電気事業者間における電気の調達契約等及びトラッキング付非化石証書^{※1}により、函館市内の発電所において地域資源を活用して発電された電気と認められること

② 電気の供給契約において、函館市内で発電された電気を提供することが明示されている

- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）及び「電力の小売営業に関する指針」^{※2}に基づき小売電気事業者と寄附者間の供給契約書面上で「〇〇地域産」など産地価値に訴求していること

③ 返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、当該電気に係る函館市内の発電量の範囲内とする

- ・ 返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、この調達契約等及びトラッキング付非化石証書において表示されている函館市内の発電量の範囲内とすること

※1 トラッキング付非化石証書

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定する非化石証書であって、電気の発電場所が記載されているもの。

※2 「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定

令和5年4月1日最終改定 経済産業省）38頁

『vi) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの』参照

⑧ 次のイからロのいずれかに該当する返礼品等であること（共通返礼品）

地場産品については、単独の市町村のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市町村が区域を越えた一定の圏域において他の市町村と共同で取り扱うものもあるため、近隣の市町村同士が共同で共通の返礼品等として取り扱う場合を規定しています。

他の市町村の同意なく、当該他の市町村の地場産品を返礼品等として取り扱う場合には、該当しません。

イ 函館市が近隣の他の市町村と共同で上記①～⑦のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

「近隣」に該当するかどうかについては、地理的に近隣であって、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村を基本とし、これに該当するか否かについて、関係市町村において、地域の実情を踏まえて適切に判断します。

○認められると考えられる例

- ・近隣の複数の地方団体が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を、当該複数の地方団体が共通して取り扱うもの
- ・連携中枢都市圏に参加する複数の地方団体が同意の上、それぞれの地場産品を組み合わせて提供するもの

×認められないと考えられる例

- ・生産している市町村の同意を得ずに提供している、函館市外で生産された北海道の伝統工芸品である革製品

ロ 北海道が道内の市町村と連携し、上記①～⑦のいずれかに該当するものを北海道及び当該市町村の共通の返礼品等とするもの

北海道が中心となって、関係市町村の合意形成のための調整に努めることとなります。

○認められると考えられる例

- ・道内全域の特産物について、北海道が音頭を取って道内全市町村と連携し、北海道全域の特産品として、共通の返礼品等として取り扱うもの
- ・道内の一定の圏域（歴史的、文化的に関連の深い地域等）内の市町村共通の特産品だが、現在はある市町村でのみ作られているものを、北海道の主導の下、共通の返礼品等として取り扱うもの

**八 北海道が道内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品
及び当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの**

函館市内において生産されていること等の項目には該当しないが、函館市の区域を含む地域資源として、広く一般国民から相当程度認識されている物品である場合には、地場産品として認め得る場合があります。

北海道が道内の市町村の意見を集約した上で、複数の市町村において共通の地域資源として相当程度認識されている物品を認定することが必要であるため、北海道が中心となって、関係市町村の合意形成のための調整に努めることとなります。

○認められると考えられる例

- ・北海道内の地域資源として、商標登録が行われていて、現にその名称が広く知られている等、広く一般国民から北海道の地域資源であると相当程度認識されている物品

※ 認定を受けた物品を「当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの」としているのは、北海道による認定を受けた物品であれば、道内の全ての市町村が同じ返礼品等を扱う必要はないこととしているものであり、北海道に認定された物品を取り扱う事業者が一部の市町村にのみ存在しているような場合においても柔軟な対応を可能としています。

⑨ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するもの

災害により、生産者が他地域に避難している状態が継続している場合等、返礼品等の提供が不可能である場合において、寄附者に当該地方団体の特産物を思い出してもらったり、返礼品等の提供をきっかけに、当該地方団体の特産物の生産の再開への支援を呼びかける等の目的から、提供が不可能になった返礼品等の代替品を当該地方団体の返礼品等として取り扱うことが考えられます。

「災害」の範囲について特に限定はされていませんが、一定期間以上に渡って地域の特産品が生産できないことが見込まれるような、相当程度大きな被害が生じるケースを想定しています。

なお、被災地支援を目的としたものであっても、被災団体以外の団体が、被災団体の地場産品を提供することについては、「類するもの」には該当しません。